

議案第73号

奄美群島における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例制定の件
奄美群島における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和5年6月提出

鹿児島県知事 塩田康一

奄美群島における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例

奄美群島における県税の特別措置に関する条例（平成11年鹿児島県条例第36号）の一部を次のように改正する。

第2条の表事業税の項中「規定する事業」の次に「（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第12条第4項の表の第1号の上欄又は第45条第3項の表の第1号の上欄に掲げる地区内において営む畜産業又は水産業を除く。）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の奄美群島における県税の特別措置に関する条例の規定は、令和5年4月1日から適用する。

（提案理由）

奄美群島振興開発特別措置法第38条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の改正に伴い、所要の改正をしようとするものである。